

○総務省令第百十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十三条、第三十七条第三号及び第五十二条第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 「搜索救助用位置指示送信装置」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、

船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置の指示器上にその位置を表示させるための情報を送信するものをいう。

第十一条の四第一項中「及び搜索救助用レーダトランスポンダ」を「、搜索救助用レーダトランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置」に改める。

第十二条第五項中「F-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz並びにF-D電波一五六・〇二五MHzから一六二MHzまでのうち総務大臣が別に告示する周波数」を「並びにF-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz」に改め、同条第九項の表搜索救助用レーダトランスポンダの項の次に次のように加える。

搜索救助用位置指示送信装置

F-D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz

第二十八条第一項中「搜索救助用レーダトランスポンダ」の下に「又は搜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第三十六条の二第一項に次の一号を加える。

八 搜索救助用位置指示送信装置を使用して、別図第六号に定める構成により行うもの

第三十八条第五項中「総務大臣の認定」を「総務大臣が別に告示するところにより公表するもの又は認定」に改める。

別図第六号を次のように改める。

別図第六号（第36条の2第1項第8号関係）

通報の種類 (注1)	反復送信 回数 (注2)	装置の識 別信号 (注3)	航行状態 (注4)	対地速度	位置精度	経度	緯度	対地針路

測位時刻	通信状態

注1 コード番号「1」であること。

注2 コード番号「0」であること。

注3 「970X₁X₂Y₁Y₂Y₃Y₄」の9桁の数字であること (X₁、X₂、Y₁、Y₂、Y₃及びY₄は0から9までの数字とする。)。

注4 コード番号「14」であること。

図 画

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定は、公布の日から施行する。